

諮問庁：環境大臣

諮問日：平成27年10月26日（平成27年（行情）諮問第636号）、平成28年1月13日（平成28年（行情）諮問第14号）、同年3月18日（同第248号）、同年6月3日（同第408号）及び同年7月19日（同第468号）

答申日：平成29年1月20日（平成28年度（行情）答申第663号ないし同第667号）

事件名：特定個人の土地・建物等除染の日程表等の不開示決定（不存在）に関する件

特定の除染を止めて現状を維持しておくと言ったことの報告文書の不開示決定（不存在）に関する件

特定の除染工事に当たり除染方法を調査する際に特定地番の土地に入るための地権者の同意書の不開示決定（不存在）に関する件

特定日の写真に写っている除染の範囲が除染実施同意書等に記載された所在地であることを証明する文書等の不開示決定（不存在）に関する件

特定地番の土地のみの現況図の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書5（以下、順に「文書1」、「文書2」、「文書3」、「文書4」及び「文書5」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成27年7月6日付け環東地福庶発第1507061号、同年9月24日付け環東地福庶発第1509243号、同年11月5日付け環東地福庶発第1511054号、平成28年1月18日付け環東地福庶発第1601181号及び同年2月19日付け環東地福庶発第1602193号により東北地方環境事務所長（以下「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」、「原処分2」、「原処分3」、「原処分4」及び「原処分5」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。（なお、審査請求人が添付している資料は省略する。）

(1) 審査請求書 1（平成 27 年（行情）諮問第 636 号）

同意書が未提出であるとなっているが、平成 27 年 7 月 22 日に開示された平成 24 年度特定地域の除染等の措置に係る関係人に対する同意取得支援業務の契約書（仕様書をふくむ）一式の中で示している同意書（案）に同意し、平成 26 年 1 月 30 日に提出している。

(2) 審査請求書 2（平成 28 年（行情）諮問第 14 号）

環境省特定事務所で写真を渡されたことにより文書は作成していると思われる。

(3) 審査請求書 3（同第 248 号）

平成 27 年 9 月 14 日付文書で開示決定された文書を同月 25 日に開示されたその文書の中に宅地地権者事前立会い記録に足場に関する事及び注意事載されていることから特定町特定地番 a の土地に入ったと思われる。

(4) 審査請求書 4（同第 408 号）

特定町特定地番 a の財産権に関する問題であり、正当に証明する文書、及び法的根拠がなく特定地番 a の土地を除染している。また、職員の認識で境界を決める理由を問いたい。

(5) 審査請求書 5（同第 468 号）

除染に係る同意書について、建物 1 人、土地 2 人分必要としている以上、特定町特定地番 a の土地のみの現況図等がなければならない。

(6) 反論書 1（平成 27 年（行情）諮問第 636 号）

ア 請求した文書は絶対に存在しなければならない。

イ 行政文書の開示請求するようになった経過を説明します。

(ア) 平成 24 年 4 月、原発の事故により、住宅、土地の除染のための調査等をしたい旨及び、その同意を得たいと説明がありました。

(イ) その後、平成 24 年 8 月 10 日に説明会を開催する文書及び、同月 30 日に再度説明会を開催する文書は、特定個人 A には送付されませんでした。その内容は行政文書の開示された事で知りました。

(ウ) 平成 24 年 9 月に、環境省の職員と名のる方が特定個人 A がひなんしている仮設住宅に来られ、その時は特定個人 A の家族しかいなかったため「特定個人 A（名表記違い）様、特定個人 B 様」の同年 6 月 26 日調査日の現況図と「特定個人 B」は、特定個人 A にこの件は委任すると言われたと説明し、除染実施同意書と現況確認書を、置いて行きました、その際に特定個人 A の家族は現地です特定個人 A

のいる時に説明してほしいと言ったところ、わかりましたとの返事があったとの事です。

その後特定個人Aがそれを見たら、「特定個人A」が、「特定個人A（名表記違い）」となっていました。

- (エ) 平成25年2月4日付け、環境省特定事務所、特定地域担当で、「環境省から委託を受けた事業者」のお知らせについて、という文書が他の家に送付されていた事を後で知りました。この文書も特定個人Aの所へは、送付されていません。
- (オ) その後も、同意書、現況確認書を提出してほしいと、文書も連絡もありません。
- (カ) 平成26年12月16日、特定個人A宅に行ってみると、特定町特定地番bの除染をしている工事で、特定個人Aの土地まで除染を始めており、また、境界杭が無くなっていました。この時に、環境省の特定職員と特定地方公共団体の特定職員が来て現状の写真を撮って、現状を維持しておくと言って戻って行きました。
- (キ) 平成27年1月に、環境省特定事務所では話をした時、境界杭は復元する、現状は維持するとの説明でした。
- (ク) 平成27年2月に、環境省特定事務所では話をした時に、除染は面で除染をするのだから、境界を越えて除染をしても良いのだと言って、平成26年1月30日付けで同意がされているからとの説明でした。
- (ケ) その後、環境省特定事務所では、この土地は、特定地番bの土地で、特定地番aの土地ではないと主張してきたので、それでは、なぜ境界確認のための立会を求めなかったのかと聞いたらそんな事はやっていないと言った。
- (コ) 除染のために許可を得ないで除染をしていること。特定町特定地番b、特定地番d、特定地番cは、特定個人B及び特定個人Aの特定地番aの土地に入らなければ除染は出来ない。
- (サ) 上記(キ)の話について、再度話をしたところ、それを証明出来る文書を出してほしいと言うと、境界杭を復元すると言うので、その測量の方法の説明の文書と除染前の写真等を出してくれと言うと、上の人と相談してから返事をすると言いそのままである。
- (シ) 確約書と測量立入同意書に印を押してほしいと来たが、それを説明する文書は無かった。
- (ス) 平成27年2月業者から、航空写真等もらったが、同意書等の件については話がなかった。
- (セ) 説明会で説明した同意書、現況確認書について、契約書の中に様式そのものが無いのに、環境省の示した同意書等に印を押している

こと。

ウ 文書があると思われる根拠

(ア) 特定地番 a の土地の一部の除染が開始されていること。

(イ) 特定地番 c , 特定地番 d , 特定地番 b の除染のために立入りしていること。

(ウ) 同意書等は, 特定個人 B 他 1 名で (土地, 建物・土地) 各 1 通を提出していて, 本人に返されていないこと。

(エ) 民法により, 環境省から同意書等返されていない以上, 特定個人 A が, 特定個人 B の出した同意書を有効であると認めている以上, 特定個人 A も同意したことにあたる。また, 平成 26 年 1 月 30 日で特定個人 B が出した, 同意書は, 現地で環境省の職員と立会って境界杭はあったことを申しそえる。

(オ) 特定個人 A には同意書等は, 平成 26 年 12 月 16 日までには, 届いておらず提出することは, 無理である。郵便物は, 特定個人 A (名表記違い) では, 届かない。

よって, 民法によって私も同意したことにあたる。

(7) 反論書 2 (平成 28 年 (行情) 諮問第 14 号)

ア 開示されるべき文書である。

イ 理由は, 現状の維持と除染の中断の違いは何なのか, 私の考えでは, 「中断は作業をしない」と言うことだと思えるもので現状の維持と作業の中断は同じことと考えられる。

ウ 民間の境界問題なので環境省では関わらないとしているが, 環境省で所在地をどのように確認したのか。

エ 事実関係を調査し後日連絡する旨説明したが, いまだに説明がない。

オ 受注者は, どの会社であるのか。

カ 審査請求に添付した写真は, 特定地方公共団体の職員が撮影したもののだが, 特定地方公共団体からもらった写真とは違い, 環境省特定事務所からもらったものに間違いない。

キ 特定地方公共団体から環境省へ対応を求めたと, 報告書がある。

以上のことから, 文書は存在するものとする。

(8) 反論書 3 (同第 248 号)

ア 弁明書で, 特定町特定地番 b, 特定地番 d 及び特定地番 c の土地は囲繞地でなく, 公道に隣接しており, 特定地番 a 内の土地へ立入ることなく各々の土地に出入り可能であると, 言っている, 特定地番 c の石垣は特定地番 a に面しておりその表面は, 特定地番 a からしか確認できない。また, 同様に特定地番 d のブロック塀も特定地番 a に面しておりその表面は確認できない。それに, 特定地番 b の隣接している建物は特定地番 b 側からは特定地番 a に面している部分はまったく確

認がとれない状況にある。

イ つまり，特定町特定地番 b の調査をするのには，特定地番 a の土地に入らなければできないものである。特定地番 d，特定地番 c については，上から見れば，確認できると思えるが，正確性に欠けると思われる。

ウ よって，特定町特定地番 a 内に入ったものと思われる。

エ そちらで作成された放射線モニタリング調査 管理番号：特定番号を参照。

以上のことから，文書を作成しないのは財産権を侵害しているものである。

(9) 反論書 4 (同第 408 号)

ア 請求した文書が不存在であるのなら，先に文書で記載されていた内容に，特定町特定地番 a には，環境省の職員，及び除染の作業員は立入りしていない。また，特定町特定地番 a の除染もしていないと主張しているのではっきりとした境界のわかる文書が存在しなければならぬと考える。

イ 特定地域で実施している除染は，居住空間を面的に除染するものである。と記載してあるが，これは境界を越えて他人の土地も，同意を得ずに除染をすることなのか。

ウ 特定地域内の除染対象の土地，建物等は，特定地方公共団体の固定資産課税台帳等により関係人毎に把握し，特定町特定地番 b についても，当該地の関係人の立会いを得て除染実施の範囲を特定したものであると記載しているが，特定町特定地番 a についても，平成 26 年 1 月 30 日に現地で境界杭を，環境省の職員と確認して，除染実施同意書を特定町特定地番 a で関係人が手渡ししており特定地番 b 等の境については当然知っているはずである。

エ 境界の問題については，行政は関与する性質のものではないとあるが，上記で環境省の職員は，平成 26 年 1 月 30 日に境界杭があることを確認しており，それが，特定町特定地番 b の除染作業中に無くなっていることから，行政が関与の上無くなったものと考えられ，また，特定町特定地番 a を除染して，立入りしていると言える。

オ 憲法で保障されている財産権の侵害にあたるものである。

カ そして，この文書の説明について，法務局の公図及び航空図等は職員の認識で，境界を決めていると説明している。また，境界確認のために，除染前に呼んで確認する必要もないとの説明である。

以上のことから，文書はなければならぬと考える。

(10) 意見書 (平成 27 年 (行情) 諮問第 636 号，平成 28 年 (行情) 諮問第 14 号，同第 248 号及び同第 408 号)

審査請求人は意見書 1 ないし 4 を提出しているが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨申し出ているので、その内容は記載しない。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書 1（平成 27 年（行情）諮問第 636 号）

（1）事案の概要

ア 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し、平成 27 年 6 月 8 日付けで、「平成 25 年特定地域除染等工事契約書（仕様書等ふくむ）一式、及び特定個人 A の土地、建物等除染の日程表又は工程表」の開示請求（以下「本件開示請求 1」という。）を行い、処分庁は同月 9 日付けでこれを受理した。

イ 本件開示請求 1 に対し、処分庁は、平成 27 年 7 月 6 日付けで審査請求人に対し、行政文書の一部を開示する旨の原処分 1 を行った。

ウ これに対し、審査請求人は、平成 27 年 7 月 27 日付けで審査庁に対して、上記第 2 のとおり審査請求（以下「本件審査請求 1」という。）を行い、審査庁は同日付けで受理した。

エ 審査庁は、本件審査請求 1 について検討を行ったが、原処分 1 を維持するのが相当と判断し、審査庁において本件審査請求 1 を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

（2）原処分 1 における処分庁の決定及びその考え方

本件開示請求 1 について処分庁では、請求のあった文書のうち、特定町特定地番 a の土地、建物に係る除染の日程表又は工程表については、次のとおり特定個人 A から土地、建物に係る除染実施同意書・現況確認書（以下「除染実施同意書」という。）が未提出であることから、作成、取得しておらず、不存在のため、不開示とする原処分 1 をしたものである。

ア 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号）（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）30 条 2 項により除染特別地域における除染等の措置は、関係人の同意を得て実施しなければならないとされている。

特定町特定地番 a の土地、建物については、土地の関係人が 2 名（特定個人 B、特定個人 A）、建物の関係人が 1 名（特定個人 A）であることから、計 3 通の除染実施同意書が必要である。

イ 本件開示請求 1 のあった平成 27 年 6 月 8 日段階で提出されていた除染実施同意書は、平成 26 年 1 月 30 日付けで特定個人 B から提出された土地に係る除染実施同意書（特定個人 B 他 1 名）だけであり、特定個人 A からは土地、建物に係る除染実施同意書が提出されてい

い。

ウ 本件開示請求1でいう除染の日程表又は工程表は、個別の土地、建物毎に全ての関係人から除染実施同意書が提出された後に関係人と打合せの上作成するものであり、特定町特定地番aの土地、建物については全ての除染実施同意書が揃っていないことから、除染の日程表又は工程表は作成、取得していない。

(3) 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分1の取消しを求めているので、その主張について検討する。

審査請求人は、平成26年1月30日付けで特定個人Bから除染実施同意書が提出されていること等から請求した文書はあるはずであると主張する。

しかしながら、除染の日程表又は工程表は、個別の土地、建物毎に全ての関係人から除染実施同意書が提出された後に関係人と打合せの上作成するものであり、平成27年6月8日段階で特定個人Aから特定町特定地番aの土地、建物についての除染実施同意書が提出されていないことから、除染の日程表又は工程表を作成するには至っていない。

したがって、当該行政文書が作成、取得されているはずだとする審査請求人の主張は当たらない。

(4) 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求1に係る処分庁の決定は妥当であり、本件審査請求1は棄却することとしたい。

2 理由説明書2（平成28年（行情）諮問第14号）

(1) 事案の概要

ア 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し、平成27年8月25日付けで、文書2の開示請求（以下「本件開示請求2」という。）を行い、処分庁は同日付けでこれを受理した。

イ 本件開示請求2に対し、処分庁は、平成27年9月24日付けで審査請求人に対し、請求のあった文書については作成・保有しておらず、不存在のため、不開示とする旨の原処分2を行った。

ウ これに対し、審査請求人は、平成27年10月15日付けで審査庁に対して、上記第2のとおり審査請求（以下「本件審査請求2」という。）を行い、審査庁は同日付けで受理した。

エ 審査庁は、本件審査請求2について弁明書及び反論書の内容を含めて検討を行ったが、原処分2を維持するのが相当と判断し、審査庁において本件審査請求2を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

(2) 原処分2における処分庁の決定及びその考え方

本件開示請求について処分庁では、請求のあった文書については作成・保有しておらず、不存在であることから、原処分2を行ったものである。

(3) 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分2の取消しを求めているので、その主張について検討する。

審査請求人は、原処分2に対して、環境省特定事務所で写真を渡されたことにより文書は作成していると思われると主張する。

審査庁が処分庁に確認したところ、処分庁の説明は次のとおりであった。

平成26年12月16日に特定個人に対応した職員に確認した結果、次のとおり特定町特定地番bと特定地番aの境界付近の除染を中断する旨説明しているが、現状を維持しておくという説明はしておらず、また、これに係る文書も作成していない。

- ・ 現地において特定個人及びその家族から、i) 隣家の除染と言えども立会いを求めるべき、ii) 特定個人の所には除染方法についての説明もなされておらず、同意も求められていない、ということかとの話を伺った。
- ・ 特定個人及びその家族に対し、i) 民間の境界の問題なので環境省では関わらない、ii) 特定地番bの住宅と特定個人宅の境界付近の除染作業を中断する、iii) 事実関係を調査し後日連絡する旨説明した。
- ・ 同日、平成25年度特定地域除染等工事受注者の現場責任者に対し、特定地番bの住宅と特定個人宅の境界付近の除染作業の中断を指示した。
- ・ 翌日、平成25年度特定地域除染等工事の特定行政区担当監督職員に前日の経過を口頭で伝えており、これに係る文書は作成していない。
また、審査請求人は、「環境省特定事務所で写真を渡された」としているが、平成27年1月15日に特定個人に対応した職員に確認した結果、i) 環境省特定事務所から写真は提供していない、ii) 審査請求書添付の写真は、平成26年12月16日、環境省特定事務所職員に同行した特定地方公共団体職員が撮影したものであり、環境省特定事務所以外から特定個人が入手したものであるとのことであった。

したがって、原処分2について、環境省特定事務所で写真を渡されたことにより文書は作成していると思われるとして原処分2の取消しを求める審査請求人の主張には理由がない。

(4) 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求２に係る処分庁の決定は妥当であり、本件審査請求２は棄却することとしたい。

3 理由説明書３（同第２４８号）

（１）事案の概要

ア 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し、平成２７年１０月６日付けで、文書３の開示請求（以下「本件開示請求３」という。）を行い、処分庁は同日付けでこれを受理した。

イ 本件開示請求３に対し、処分庁は、平成２７年１１月５日付けで審査請求人に対し、請求のあった文書については作成・保有しておらず、不存在のため、不開示とする旨の原処分３を行った。

ウ これに対し、審査請求人は、平成２７年１２月１８日付けで審査庁に対して、上記第２のとおり審査請求（以下「本件審査請求３」という。）を行い、審査庁は同日付けで受理した。

エ 審査庁は、本件審査請求３について弁明書及び反論書の内容を含めて検討を行ったが、原処分３を維持するのが相当と判断し、審査庁において本件審査請求３を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

（２）原処分３における処分庁の決定及びその考え方

本件開示請求３について処分庁では、特定町特定地番ｂ、特定地番ｃ、特定地番ｄの事前立会いに当たり、特定地番ａ内への立入りは不要であるため、請求のあった文書については作成・保有しておらず、不存在であることから、原処分３を行ったものである。

（３）審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分３の取消しを求めているので、その主張について検討する。

審査請求人は、原処分３に対して、「平成２７年９月２５日に開示されたその文書の中に宅地地権者事前立会い記録に足場に関する事及び注意事項載されていることから特定地番ａの土地に入ったと思われる。」と主張する。

審査庁が処分庁に確認したところ、処分庁の説明は次のとおりであった。

特定町特定地番ｂ、特定地番ｄ及び特定地番ｃの事前立会いに当たり、特定地番ａへの立入りは次のとおり不要であることから、特定地番ａ地権者への同意書は作成・保有しておらず、不存在としたものである。

- ・ 特定町特定地番ｂ、特定地番ｄ及び特定地番ｃに係る関係人の事前立会いは、個別の各関係人の土地内のみを実施されるものである。
- ・ 特定町特定地番ｂ、特定地番ｄ及び特定地番ｃの土地は囲繞地でな

く、公道に隣接しており、特定個人が関係人の一人である特定地番 a 内への土地に立ち入ることなく、各々の土地に出入り可能である。

したがって、特定町特定地番 b，特定地番 c，特定地番 d の事前調査立会時の特定地番 a への立入りは不要であることから、特定地番 a 地権者の同意書は作成・保有しておらず、不存在のため不開示とした原処分 3 の取消しを求める審査請求人の主張には正当な理由がない。

(4) 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には正当な理由がないことから、本件審査請求 3 に係る処分庁の決定は妥当であり、本件審査請求 3 は棄却することとしたい。

4 理由説明書 4 (同第 408 号)

(1) 事案の概要

ア 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し、平成 27 年 12 月 18 日付けで、文書 4 の開示請求（以下「本件開示請求 4」という。）を行い、処分庁は同日付けでこれを受理した。

イ 本件開示請求 4 に対し、処分庁は、平成 28 年 1 月 18 日付けで審査請求人に対し、請求のあった所在地を証明する文書及び現況図の正当性を証明する文書については作成・保有しておらず、不存在のため、不開示とする旨の原処分 4 を行った。

ウ これに対し、審査請求人は、平成 28 年 3 月 7 日付けで審査庁に対して、上記第 2 のとおり審査請求（以下「本件審査請求 4」という。）を行い、審査庁は同日付けで受理した。

エ 審査庁は、本件審査請求 4 について弁明書及び反論書の内容を含めて検討を行ったが、原処分 4 を維持するのが相当と判断し、審査庁において本件審査請求 4 を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

(2) 原処分 4 における処分庁の決定及びその考え方

本件開示請求 4 について処分庁では、請求のあった所在地を証明する文書及び現況図の正当性を証明する文書については作成・保有しておらず、不存在であることから、原処分 4 を行ったものである。

(3) 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分 4 の取消しを求めているので、その主張について検討する。

審査請求人は、原処分 4 に対して、「特定町特定地番 a の財産権に関する問題であり、正当に証明する文書、及び法的根拠がなく特定地番 a の土地を除染している。また、職員の認識で境界を決める理由を問いたい。」と主張する。

審査庁が処分庁に確認したところ、処分庁の説明は次のとおりであっ

た。

ア 審査請求人は「法的根拠がなく特定地番 a の土地を除染している。」としているが、特定町特定地番 b の範囲内で除染作業を実施しており、特定個人が関係人の一人となっている隣接する特定地番 a 内へは立ち入っておらず、除染も実施していない。

イ 請求のあった平成 26 年 12 月 16 日の写真に写っている杭及び除染の範囲は次の手順により特定したものであるが、請求のあった所在地を証明する文書及び現況図の正当性を証明する文書は作成・保有していないことから、不存在としたものである。

- ・ 環境省特定事務所が特定地域で実施している除染は、居住空間（宅地・建物・農地、農地に隣接する森林等）を面的に除染するものである。
- ・ 特定町特定地番 b を含む特定地域内の除染対象の土地・建物等は、特定地方公共団体の固定資産課税台帳、法務局の公図及び航空図等により関係人毎に把握したものである。
- ・ 各関係人の土地の除染実施範囲は、関係人の土地内を対象とした事前立会いによることとしており、特定町特定地番 b についても当該地の関係人の立会いを得て、除染実施範囲を特定したものである。
- ・ 特定町特定地番 b の除染作業の実施に当たっては、当該地の除染実施範囲内で実施したものである。

ウ 審査請求人は「財産権に関する問題である。」としているが、隣地との宅地等土地境界の問題については行政が関与する性質のものではなく、本来当事者間で解決すべきものである。

したがって、請求のあった所在地を証明する文書及び現況図の正当性を証明する文書については作成・保有しておらず、不存在のため不開示とした原処分 4 の取消しを求める審査請求人の主張には正当な理由がない。

(4) 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には正当な理由がないことから、本件審査請求 4 に係る処分庁の決定は妥当であり、本件審査請求 4 は棄却することとしたい。

5 理由説明書 5（同第 468 号）

(1) 事案の概要

ア 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し、平成 28 年 1 月 20 日付けで、文書 5 の開示請求（以下「本件開示請求 5」という。）を行い、処分庁は同日付けでこれを受理した。

イ 本件開示請求 5 に対し、処分庁は、平成 28 年 2 月 19 日付けで審

査請求人に対し、請求のあった文書については作成・保有しておらず、不存在のため、不開示とする旨の原処分5を行った。

ウ これに対し、審査請求人は、平成28年4月19日付けで審査庁に対して、上記第2のとおり審査請求（以下「本件審査請求5」という。）を行い、審査庁は同月20日付けで受理した。

エ 審査庁は、本件審査請求5について弁明書等の内容を含めて検討を行ったが、原処分5を維持するのが相当と判断し、審査庁において本件審査請求5を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

なお、審査請求人から反論書の提出はない。

(2) 原処分5における処分庁の決定及びその考え方

本件開示請求5について処分庁では、請求のあった文書については作成・保有しておらず、不存在であることから、原処分5を行ったものである。

(3) 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分5の取消しを求めているので、その主張について検討する。

審査請求人は、原処分5に対して、「除染に係る同意書について、建物1人、土地2人分必要としている以上、特定町特定地番の土地のみの現況図等がなければならない。」と主張する。

審査庁が処分庁に確認したところ、処分庁の説明は次のとおりであった。

ア 放射性物質汚染対処特措法30条2項により除染特別地域における除染等の措置は、関係人（土壤等の除染等の措置を実施しようとする土地又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件に関し土壤等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者をいう。）の同意を得て実施しなければならないとされている。

イ これにより、土壤等の除染等の措置は、土地又はこれに存する工作物等に応じて実施することになり、土地に建物が存する本件土地については土地及び建物を除染等の措置の対象として現況図等を作成することになっているものである。

したがって、本件不開示決定について、「除染に係る同意書について、建物1人、土地2人分必要としている以上、特定町特定地番の土地のみの現況図等がなければならない。」とする審査請求人の主張には理由がない。

(4) 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求5に係る処分庁の決定は

妥当であり、本件審査請求5は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合の上、調査審議を行った。

- ① 平成27年10月26日 諮問の受理（平成27年（行情）諮問第636号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年11月25日 審査請求人から意見書1及び資料の收受（同上）
- ④ 平成28年1月13日 諮問の受理（平成28年（行情）諮問第14号）
- ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑥ 同年2月15日 審査請求人から意見書2及び資料の收受（同上）
- ⑦ 同年3月18日 諮問の受理（同第248号）
- ⑧ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑨ 同年4月19日 審査請求人から意見書3及び資料の收受（同上）
- ⑩ 同年6月3日 諮問の受理（同第408号）
- ⑪ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑫ 同年7月5日 審査請求人から意見書4及び資料の收受（同上）
- ⑬ 同月19日 諮問の受理（同第468号）
- ⑭ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑮ 同年10月26日 審議（同上）
- ⑯ 同年11月10日 審議（平成27年（行情）諮問第636号，平成28年（行情）諮問第14号，同第248号及び同第408号）
- ⑰ 平成29年1月18日 平成27年（行情）諮問第636号，平成28年（行情）諮問第14号，同第248号，同第408号及び同第468号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを作成・取得しておらず、不存在のため不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、検討する。

2 本件各開示請求について

- (1) 本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、その存否を答えた場合には、そのことにより、文書1については、特定個人Aが所有する特定の土地、建物等についての除染等の措置の実施に係る日程表又は工程表が作成されていたとの情報（以下「本件存否情報1」という。）、文書2については、特定個人又は特定法人が所有する特定の土地の境界付近について除染等の措置が実施され、これが中止された事実の有無（以下「本件存否情報2」という。）、文書3については、特定の除染工事に当たり除染方法を調査する際に特定個人が所有する特定の土地に立ち入ることについて当該特定個人が同意書を作成した事実の有無（以下「本件存否情報3」という。）、文書4については、特定個人が所有する特定の土地、建物等についての除染等の措置が実施された事実の有無（以下「本件存否情報4」という。）、文書5については、特定個人が所有する特定の土地、建物等についての状況調査が実施された事実の有無（以下「本件存否情報5」という。）が明らかになると認められる。

本件存否情報1は、特定個人Aが所有する特定の土地、建物等についての除染等の措置の実施に関する情報、本件存否情報2のうち、特定個人が所有する土地に係る部分の情報は、特定個人が所有する特定の土地の境界付近についての除染等の措置の実施に関する情報、本件存否情報3は、特定個人による同意書の作成に関する情報、本件存否情報4は、特定個人が所有する特定の土地、建物等についての除染等の措置の実施に関する情報、本件存否情報5は、特定個人が所有する特定の土地、建物等についての除染等の措置の実施に向けて行われた状況調査に関する情報であるから、それぞれ法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(2) 本件各存否情報の法5条1号ただし書該当性について

ア 法5条1号ただし書イ該当性について

- (ア) 当審査会事務局職員をして、本件各存否情報の法5条1号ただし書イ該当性について確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

A 環境省のウェブサイト（除染情報サイト）においては、法令上の要請ではないものの、運用において、除染等の計画や進捗状況等を公表しているところであるが、特定の土地、建物等についての除染等の措置の実施に係る具体的な日程又は工程、特定の土地、建物等についての除染等の措置やその前提としての状況調査に係る具体的な実施状況、除染工事に際しての土地の立入りに係る地

権者の同意書を得た事実については、いずれも個別に公表しておらず、公表する予定もない。実際、これらについて第三者から問合せがあっても、これに応じることはない。

B また、そもそも、法律上、除染特別地域内の土地や建物であっても、当然に除染等の措置が講じられるとはいえない（放射性物質汚染対処特措法30条2項、5項及び7項）。

C 以上によれば、本件各存否情報は、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しないと考える。

(イ) 諮問庁から上記(ア)Aのウェブサイトの情報の提出を受け、当審査会において確認したところ、特定の土地、建物等についての除染等の措置の実施に関する個別の情報は公表していない旨の諮問庁の上記(ア)の説明は首肯できる。

その上、そもそも、放射性物質汚染対処特措法上、除染特別地域内の土地や建物であっても、当然に除染等の措置が講じられるとはいえないのであるから、本件各存否情報については、法5条1号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとは認められない。

イ 法5条1号ただし書ロ該当性について

(ア) 当審査会事務局職員をして、本件各存否情報の法5条1号ただし書ロ該当性について確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

A 除染特別地域内の土地や建物の権利者であっても、様々な事情から除染等の措置の実施に応じない者もいるところであり、かつ、応じないとする理由にも首肯し得る部分もあるところ、特定の土地、建物等についての除染等の措置の実施に係る具体的な予定や、状況調査及び除染等の措置に係る具体的な実施状況に係る情報を公にすると、これらの者が除染等の措置の実施に応じていない事実が明らかとなって、これらの者に他者から非難されるなどの深刻な不利益を与えかねない。

そのようなこともあり、環境省のウェブサイト（除染情報サイト）においても、除染等の措置の進捗状況については概括的な形で公表するにとどめているところである。

B もちろん、除染等の措置の実施状況に対する一般の関心は高いものではあるが、除染等の措置を実施してもなお放射線量が高いこともあれば、除染等の措置を実施しなくとも放射線量が高くないこともあり得るのであるから、放射線による人体への影響とい

う観点でいえば、除染等の措置の実施状況に関する情報よりも、土地、建物等に沈着した放射性物質から放出される放射線量に関する情報の方が重要であると思われる。

特定地域内の放射線量に関しては、まず、特定地域内に高さ1メートルの空間放射線量を10分おきに計測するモニタリングポストが多数設置されており、その測定結果については、特定地方公共団体のウェブサイト等において公表している（なお、特定地域の住民には、当該測定結果を確認し得るタブレット端末が配布されている。）。そして、環境省と福島県が共同で運営する「除染情報プラザ」や特定地方公共団体が、依頼に応じて個別の土地、建物等における放射線量の測定を無償で実施しているほか、特定地方公共団体においては、長期宿泊者を対象に、放射線量を測定する個人線量計の貸出しを行っているところである。これらの施策については、環境省において今後も引き続き継続する予定であり、また、福島県庁及び特定地方公共団体に確認したところ、やはり、今後も引き続き継続する予定であるとのことであった。

このような事情を踏まえると、個別の土地、建物等についての除染等の措置の進捗状況に関する情報を公にすることの必要性は高いとはいえない。

C 以上によれば、本件各存否情報を公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の利益と、公にしないことにより保護される個人の権利利益とを比較衡量した場合に、前者の利益が後者のそれを上回るとは認められないと考える。

(イ) 諮問庁から上記(ア)Aのウェブサイトの情報及び上記(ア)Bの放射線量の測定に関する各資料の提出を受け、当審査会において確認したところ、その内容は、諮問庁が上記(ア)A及びBで説明するとおりであると認められる。

(ウ) そこで検討すると、除染特別地域内の土地等の権利者であっても、正当な理由に基づき除染等の措置の実施に応じないこともあり得ると考えられるから、特定の土地、建物等に係る除染等の措置の進捗状況に関する情報を公にすると、これらの者に対して、他者から非難が加えられるなどの深刻な不利益を与えかねない旨の諮問庁の上記(ア)Aの説明は首肯できる。

また、放射線による人体への影響という観点でいえば、除染等の措置の進捗状況に関する情報よりも、土地、建物等に沈着した放射性物質から放出される放射線量に係る情報の方が重要であるとの諮問庁の上記(ア)Bの説明は首肯できる上、特定地域の住民等が当該地域内の放射線量に係る情報を得る手段も複数存在すると認めら

れる。

以上によれば、特定の土地、建物等に係る除染等の措置の進捗状況に関する情報を公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の利益と、当該情報を公にしないことにより保護される個人の権利利益とを比較衡量した場合に、前者が後者を上回るとは認められないとする諮問庁の上記（ア）の説明は否定し難い。

そして、本件存否情報3は、そもそも、法5条1号ただし書口に該当する性質のものではないと認められる。

したがって、本件各存否情報は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とはいえず、法5条1号ただし書口に該当するとは認められない。

ウ 本件各存否情報については、上記ア及びイのとおり、法5条1号ただし書イ及びロに該当するとは認められず、また、同号ただし書ハに該当する事情も認められない。

(3) 以上によれば、本件各開示請求については、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否して不開示とすべきであったものと認められることから、本件対象文書はいずれも不存在であるとして不開示とした原処分は、結論において妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子

別紙（本件対象文書）

平成 27 年（行情）諮問第 636 号

文書 1 特定個人 A の土地，建物等除染の日程表又は工程表

平成 28 年（行情）諮問第 14 号

文書 2 平成 26 年 12 月 16 日の特定町特定地番 b，特定地番 a，特定地番 c の境界付近の除染を止めて現状を維持しておくと言ったことの報告文書（特定職員が作成したもの）

同第 248 号

文書 3 特定町特定地番 b，特定地番 c，特定地番 d の除染工事に当たり，除染方法を調査する際に特定地番 a の土地に入るための特定地番 a 地権者の同意書

同第 408 号

文書 4 平成 26 年 12 月 16 日の写真に写っている杭及び除染をしている範囲が除染実施同意書及び現況確認書に記載してある所在地の証明をする文書（特定町特定地番 a か特定地番 b なのかわかる）その場所の現況図の正当性を証明する文書

同第 468 号

文書 5 特定町特定地番 a の土地のみの現況図